

青森県報

第三千三百八十八号

平成二十三年
五月十八日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 課) …… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 一
家畜伝染病の発生……………	(畜 産 課) …… 二
保安林の指定解除……………	(林 政 課) …… 二
基本測量の実施……………	(監 理 課) …… 二
公共測量の終了……………	(同) …… 三
公 告	
製菓衛生師試験の施行……………	(保 健 衛 生 課) …… 三
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経 営 支 援 課) …… 三
建設業者の許可の取消し……………	(東 青 地 域 民 局) …… 四
右 同……………	(同) …… 五
出先機関	
道路の位置の指定……………	(上 北 地 域 民 局) …… 五
教育委員会……………	
博物館の登録事項の変更……………	(保 文 護 化 課 財) …… 五
選挙管理委員会……………	
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………	(事 務 局) …… 五

告 示

青森県告示第四百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 つる所	指 定 日
有限会社 春建設 社	北津軽郡 大板柳町 大字掛 落林字 田一 一 の五	訪問介 護	訪問介 護事 業所 アシ ハ ル	平 成 二 三 ・ 五 ・ 一 五
	北津軽郡 大板柳町 大字掛 落林字 田一 一 の五			

青森県告示第四百四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条の規定により公示する。

平成二十三年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	指定介護予防サービス 事業者	
	主たる事務所の 所在地又は住所	
有限会社 春建設	北津軽郡板柳町 大字掛落林字前 田一一一の五	介護予防 サービスの 種類
訪問介護 事業所 アシハ	北津軽郡板柳町 大字掛落林字前 田一一一の五	介護予防サービス事業を 行う事業所
平成 三・五・二五		指 定 年 月 日

青森県告示第四百四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜、 疑似 患畜の 別	頭 数	発 生 の 場 所 又 は 区 域	発 生 日
ヨ一ネ病	牛	患畜	三	十和田市	平成 三・四・二六
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	三・四・二七
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	上北郡東北町	三・四・二六

青森県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三條第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八八七・八八七地先（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 保安林解除の理由

排水路用地とするため

四 保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八八七・八八七地先（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

五 保安林として指定された目的

公衆の保健

六 保安林解除の理由

排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百四十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

二 作業期間

平成二十三年五月九日から平成二十四年三月三十一日まで

三 作業地域

県内全域

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百四十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所

二 測量の種類

公共測量（1級水準測量）

三 測量の期間

平成二十二年六月十四日から平成二十三年二月三日まで

四 測量の地域

青森市青森港港内

公 告

製菓衛生師試験の施行

平成二十三年製菓衛生師試験を次のとおり施行するので、青森県製菓衛生師法施行細則（昭和四十四年五月青森県規則第三十五号）第三条の規定により公告する。

平成二十三年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成二十三年八月二十日（土）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成二十三年七月一日（金）から同月十五日（金）まで。ただし、郵送による場合は、七月十五日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局（保健所）、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ（電話〇一七 七三四 九二一四）に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン板柳ショッピングセンター

北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目	平成

目一九の四 代表取締役 野中正人	目一九の四 代表取締役 野中正人	三・五・二六
株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水四五〇一の 代表取締役 捧雄一郎	株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水四五〇一の 代表取締役 捧雄一郎	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の 二五 代表取締役 反田悦生	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の 二五 代表取締役 宮地邦明	平成 三・五・二六
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二 十丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二 十丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁 目一九の四 代表取締役 野中正人	株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁 目一九の四 代表取締役 野中正人	
株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水四五〇一の 代表取締役 捧雄一郎	株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水四五〇一の 代表取締役 捧雄一郎	

四 届出年月日

平成二十三年四月二十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び板柳町役場

2 期間

平成二十三年五月十八日から同年九月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年九月十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社黒田建設

二 代表者の氏名 黒田 松代

三 主たる営業所の所在地 青森市南佃二丁目一の二二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第八〇〇六号

五 取消年月日 平成二十三年四月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社青森マリーナ
- 二 代表者の氏名 高橋 昭子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市柳川一丁目四の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一〇〇五〇九号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年五月十八日

上北地域県民局長 五十嵐 昭彦

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市西十四番町四一三の一	五三・七五メートル	六・〇〇メートル	平成 三三・五二

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、次のとおり博物館に係る登録事項の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第六号）第七条の規定により告示する。

平成二十三年五月十八日

青森県教育委員会

変更事項	変 更 前	変 更 後
名称	八戸市博物館 (分館)八戸市美術館	八戸市博物館
所在地	八戸市大字根城字東構三五番地の一 (分館)八戸市大字番町一〇番地の四	八戸市大字根城字東構三五番地の一

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
松山明後援会	佐々木秀太郎	松山 留里子	三戸郡階上町大字道仏字向一の二の字沖字岡田三〇二	平成 三〇・四・五
浜谷貴樹後援会	寅谷 重雄	浜谷 徳平		平成 三〇・四・五

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党青森県土地改良事業団体支部	代表者	野上 憲幸	盛 貢	平成 三〇・四・一

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
中村ひろし後援会	会計責任者	佐藤 賢志	駒井 昭司	平成 三〇・四・四
中村弘と未来の会	会計責任者	佐藤 賢志	駒井 昭司	平成 三〇・四・四
荒道鶴造後援会	会計責任者	荒道 鶴造	薦木 作次郎	平成 三〇・四・六
福士寛美後援会	会計責任者	福士 攻	対馬 一英	平成 三〇・四・二
豊田みよ後援会	代表者	近田 雄一	中居 幸介	平成 三〇・四・四
豊美会	主たる事務所の所在地	八戸市大字鷹匠小路一八の一	八戸市大字鷹匠小路一七	平成 三〇・四・四

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県自動車整備支部	平成三〇・三・三	平成三〇・四・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
今勝義21世紀後援会	平成三・二・三	平成三・四・四
荒道鶴造後援会	一九・三・三	二・三・四・六
山田武美後援会	二・三・三	二・三・四・七
飯田浩一後援会	二・三・三	二・三・四・三
橋本なおみ後援会	二・三・三	二・三・四・四
五戸三次郎後援会	二・三・四・五	二・三・四・八
浜谷政己後援会	二・三・四・二	二・三・四・七
松山明後援会	二・三・四・六	二・三・四・七

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
豊田 美好 (八戸市議会 議員)	豊美会	主たる事務 所の所在地	八戸市大字 鷹匠小路一 八	八戸市大字 鷹匠小路一 七	平成 三・四・四

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所 の所在地	届出 年月日
橋本 尚美 (青森市議会 議員)	橋本なおみ後援 会	橋本 尚美	青森市桜川八の一七 の四四	平成 三・四・四

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭